情報セキュリティ基本方針

アラタナ国際特許事務所（以下「当事務所」といいます。）は、お客様からお預かりした知的財産に関する情報ならびに当事務所が保有する情報資産を重要な経営資源として認識し、その機密性・完全性・可用性を確保するため、以下の情報セキュリティ基本方針を定め、全ての役員及び従業員がこれを遵守します。

1. 情報資産の保護

当事務所は、お客様の特許、実用新案、意匠、商標その他の知的財産に関する情報及び事業活動に関する情報資産を、不正アクセス、漏えい、改ざん、紛失、破壊等の脅威から適切に保護します。

2. 法令等の遵守

当事務所は、情報セキュリティに関する法令、規制、契約上の義務及びその他の社会的規範を遵守します。

3. 情報セキュリティ管理体制

当事務所は、情報資産の重要度に応じた管理体制を整備し、適切なアクセス権限の設定及び運用を実施します。

4. 技術的・物理的安全管理措置

当事務所は、情報システム及びネットワークに対し、ウイルス対策、不正アクセス対策、バックアップ管理等の安全管理措置を講じます。また、情報資産を保管する設備及び機器について適切な物理的管理を実施します。

5. 教育および啓発

当事務所は、全ての役員及び従業員に対し、情報セキュリティに関する教育・啓発活動を継続的に実施し、情報セキュリティ意識の向上に努めます。

6. インシデント対応

当事務所は、情報セキュリティ上の事故又はその恐れが発生した場合、速やかに原因調査及び影響分析を行い、被害の拡大防止と再発防止に努めます。

7. 継続的改善

当事務所は、情報セキュリティ対策の有効性を定期的に評価し、社会情勢や技術動向の変化に応じて継続的な改善を行います。

アラタナ国際特許事務所
代表弁理士　北原 宏修